

=====公布された規則のあらまし=====

◇民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

森林法の一部改正に伴い、他人の土地への使用権設定に関する手続を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 木材の搬出等のために他人の土地に対する使用権の設定に関する認可を行う際の意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行うものとする。
- (2) 当事者は、代理人1人を選任して意見聴取会に出席させることができるものとし、そのときは当該代理人の権限を証する書面を意見聴取会の開始前に議長に提出しなければならないものとする。
- (3) 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、当事者又はその代理人の証拠の提示又は陳述について、その時間を制限することができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。